

令和4年度子育て世帯生活支援 特別給付金（ひとり親世帯分） のご案内

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

※①に該当する方は、令和4年6月15日（木）に支給案内を送付いたしました。

② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

お問い合わせ先

■富士市役所 子育て給付課
「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口
0545-55-2815
(受付時間:平日8:30～17:15)

English	Español	Foreign Language  がいこくこ 外国語は こちらへ
Portugué	සිංහල	
Tiếng Việt	Bahasa Indonesia	
Tagalog	ไทย	
中文	नेपाली	
한국어	اردو	

3. 給付金の支給手続き

表面 1. ②、③に該当する方

- ▶ **支給には申請が必要です**（令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金を受けた方も、**表面①に該当しない場合は申請が必要になります**）
- ▶ お客様により**申請に必要な持ち物が異なります**ので、富士市役所子育て給付課までご連絡ください。
- ▶ 申請された方には、後日支給通知を発送いたしますので、支給日はそちらをご覧ください。また、申請は令和5年2月28日（火）まで受け付けています。
- ▶ **給付金の支給には、収入制限があります。**
 1. ②に該当する方は、受給者と扶養義務者それぞれの令和2年中の収入が、下記「基準額早見表（年額）」を下回っていることの確認が必要になります。
 1. ③に該当する方は、受給者と扶養義務者それぞれの令和2年2月分以降の収入が、下記「基準額早見表（月額）」を下回っている月が1か月間でも発生しているかどうかの確認が必要になります。基準額を超えていた場合でも、控除額が極端に多い等の事情がある場合、対象になる可能性がございます。詳細につきましては、富士市役所子育て給付課までご連絡ください。

< 基準額早見表 >

扶養人数	基準額（年額）		基準額（月額）	
	申請者	扶養義務者	申請者	扶養義務者
0人	3,114,000円	3,725,000円	約259,500円	約310,400円
1人	3,650,000円	4,200,000円	約304,100円	約350,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円	約343,750円	約389,500円
3人	4,600,000円	5,150,000円	約383,300円	約429,100円
4人	5,075,000円	5,625,000円	約422,900円	約468,750円
5人	5,550,000円	6,100,000円	約462,500円	約508,300円



**「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに富士市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに富士市役所市民安全課（直通55-2831）または最寄りの警察にご連絡ください。